

令和8年度 岡山後楽園「秋の幻想庭園」協働事業 募集要領

1 趣旨

岡山後楽園（以下「後楽園」という。）は、江戸時代を代表する大名庭園で、水戸の偕楽園、金沢の兼六園と共に日本三名園のひとつに数えられ、後世に伝える歴史的文化遺産として、文化財保護法による特別名勝に指定されています。

後楽園魅力向上委員会（有識者等で構成）では、平成12（2000）年からライトアップされた園内の散策を楽しむことができる夜間特別開園「幻想庭園」を開催していますが、岡山県を代表する観光施設であり、県民の憩いの場でもある都市公園の更なる魅力アップを図るため、「秋の幻想庭園」開催期間中に、後楽園ならではの空間で景観と調和する協働事業を募集するものです。

2 募集事業

公演【採択数：5事業程度】

能・狂言、神楽、邦楽等の伝統芸能のほか、後楽園の本質的価値を踏まえ、その魅力発信に繋がると考えられる芸能（洋楽、演劇等）

会 場：能舞台、栄唱の間、墨流しの間、方竹の間（椅子席あり：150名程度）

控え室：鶴鳴館本館 ※11月21日は別室（13畳程度）となります

3 募集事業の実施期間等

（1）実施期間

次の日程のうち、1日単位とします。

- ・令和8年11月21日（土）
- ・令和8年11月23日（月・祝）
- ・令和8年11月27日（金）
- ・令和8年11月28日（土）
- ・令和8年11月29日（日）

準備や片付けを含め、9:00～20:00（最終退館 20:00）

- ・17:00～19:00 は必ず実施時間に含めることが条件となります。
- ・実施日程は、希望日を勘案・調整の上、決定します。

なお、採択事業数により、2日以上の実施も可能となる場合があります。

（2）応募制限

- ・来園者が観覧できる催事とします。
- ・応募できるのは1企業・団体等（以下「団体等」という。個人は対象外とする。）当たり1事業です。
- ・団体等の内部研修会や会員向け講習会など参加者が制限されるもの（事前予約制は除く。）は対象外となります。

（3）経費・料金

- ・提案事業の実施に要する経費支援はありません。

- ・公演に係る鑑賞料は来園者から徴収できるものとします。
- ・魅力向上委員会の「主催事業」とし、亭舎使用料及び西側散歩道駐車枠 2 台分の使用料は免除します。

(4) 後楽園魅力向上委員会の役割

- ・ 1 団体等に 1 日当たり入園招待券（500 円相当）を 40 枚交付します。
ただし、利益が見込まれる鑑賞料を設定される場合は交付しません。
- ・ 後楽園魅力向上委員会が発行する広報チラシへの掲載等

(5) その他

- ・ 今回の採択結果は、次回選考について優先要件にはなりません。
- ・ 後楽園の本質的価値の維持・継承に努めながら亭舎の活用を図るため、別紙「園内施設ご利用の手引き（抜粋）」の注意事項を守ることが条件となります。

4 募集期間

令和 8 年 8 月 2 8 日(金)～令和 8 年 9 月 9 日(水) 1 7 時必着

5 応募資格

岡山県内に事務所又は活動拠点を有する団体等で、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 3 人以上の会員等で活動していること。
- (2) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること。
- (3) 予算・決算を適正に行っていること。
- (4) 1 年以上継続して活動しており、直近 1 か年の活動報告書及び収支計算書が提出できること。
- (5) 提案事業を最後まで適正に実施でき、実績報告書が提出できること。
- (6) 暴力団又はその構成員等の統制下にある団体等ではないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とせず、また、特定の公職者や政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体等ではないこと。

6 提出書類

- (1) 事業提案書（様式 1）
- (2) 事業収支予算書（様式 2）
- (3) 団体等の概要書（様式 3）

《以下、様式は任意》

- (4) 団体等の定款、規約、会則等
- (5) 役員、会員名簿
- (6) 前年度活動報告書
- (7) 前年度収支計算書

※締切までに全ての書類の提出がない場合は、審査対象外となります。

※その他参考資料として、団体等のパンフレット等を提出される場合は 3 部ご提出ください。

7 応募手続

募集期間内に、上記 6 の書類を郵送又はEメールで提出してください。

提出書類の様式は岡山県後楽園事務所のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.okayama.jp/page/1054309.html>

○提出先

〒703-8257 岡山市北区後楽園 1－5

岡山県後楽園事務所 後楽園魅力向上委員会事務局

TEL：086-272-1166 FAX：086-272-1147

E-mail：korakuen@pref.okayama.lg.jp

8 審査・選考及び決定

- (1) 審査・選考については、後楽園魅力向上委員会事務局において、提出された事業提案書等を書面審査の方法により審査し、採択の可否を決定します。なお、事業提案書等提出後、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。
- (2) 提案事業については次の視点により審査を行います。
 - ① 集客力（ターゲット、訴求力、魅力度 等）
 - ② 後楽園との親和性（景観との調和、歴史・文化との融合 等）
 - ③ 実現性（経営状況、実施体制、取組意欲、活動実績 等）

9 スケジュール（予定）

- (1) 提案募集（令和 8 年 8 月 28 日～令和 8 年 9 月 9 日）
- (2) 審査・採択事業決定（令和 8 年 9 月 11 日）
- (3) 後楽園魅力向上委員会事務局との協議、事業化の決定
- (4) 幻想庭園広報チラシの原稿締切（令和 8 年 9 月 18 日）
※採択の場合には、テキスト文面と写真データを提供いただきます。
- (5) 事業実施（令和 8 年 11 月）
- (6) 事業終了・実績報告書提出（令和 8 年 12 月末まで）